

議案第63号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市相去町山田2番11 外1筆
17,976.56平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

129,000,000円

4 処分する相手方

岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号
大和ハウス工業株式会社岩手支社
支社長 三原 康 展

令和2年10月30日提出

北上市長 高橋 敏彦

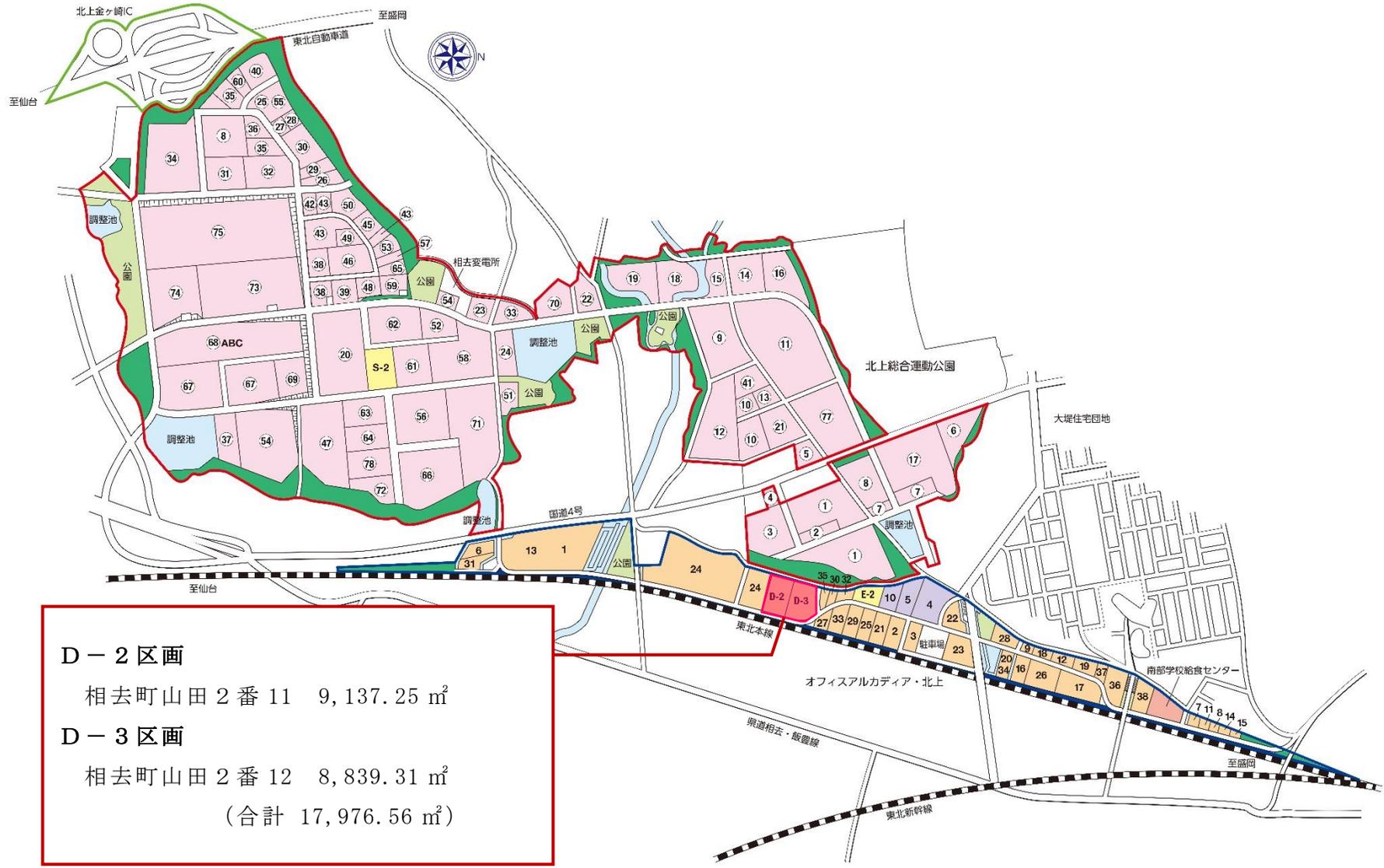
提案理由

北上産業業務団地の用地の一部を、大和ハウス工業株式会社の事業用地として処分しようとするものである。

土地の表示

所在地		面積
1	北上市相去町山田2番11	9,137.25m ²
2	北上市相去町山田2番12	8,839.31m ²
合計		17,976.56m ²

【大和ハウス工業株式会社 分譲予定区画位置図】



D-2 区画
相去町山田 2 番 11 9,137.25 m²
D-3 区画
相去町山田 2 番 12 8,839.31 m²
(合計 17,976.56 m²)

立地企業の概要

1. 会社名称 及び本社所在地	大和ハウス工業株式会社 大阪市北区梅田3丁目3番5号
2. 資本金	1,616億9,920万1,496円
3. 設立	昭和22年3月4日
4. 代表者氏名	代表取締役社長 芳井敬一
5. 立地場所	岩手県北上市相去町山田2番11 9,137.25 m ² 岩手県北上市相去町山田2番12 8,839.31 m ²
6. 敷地面積	17,976.56m ² (5,437.91坪)
7. 建物面積	約11,000m ²
8. 事業内容	マルチテナント型物流センターの建設および賃貸
9. 操業年月	令和3年9月
10. 総投資計画	約20億
11. 従業員計画	未定
12. 事業所等の 設置理由	北東北の物流の拠点として、南部工業団地のマルチテナント型物流センター2棟に続き、北上産業業務団地に3棟目を建設するもの。